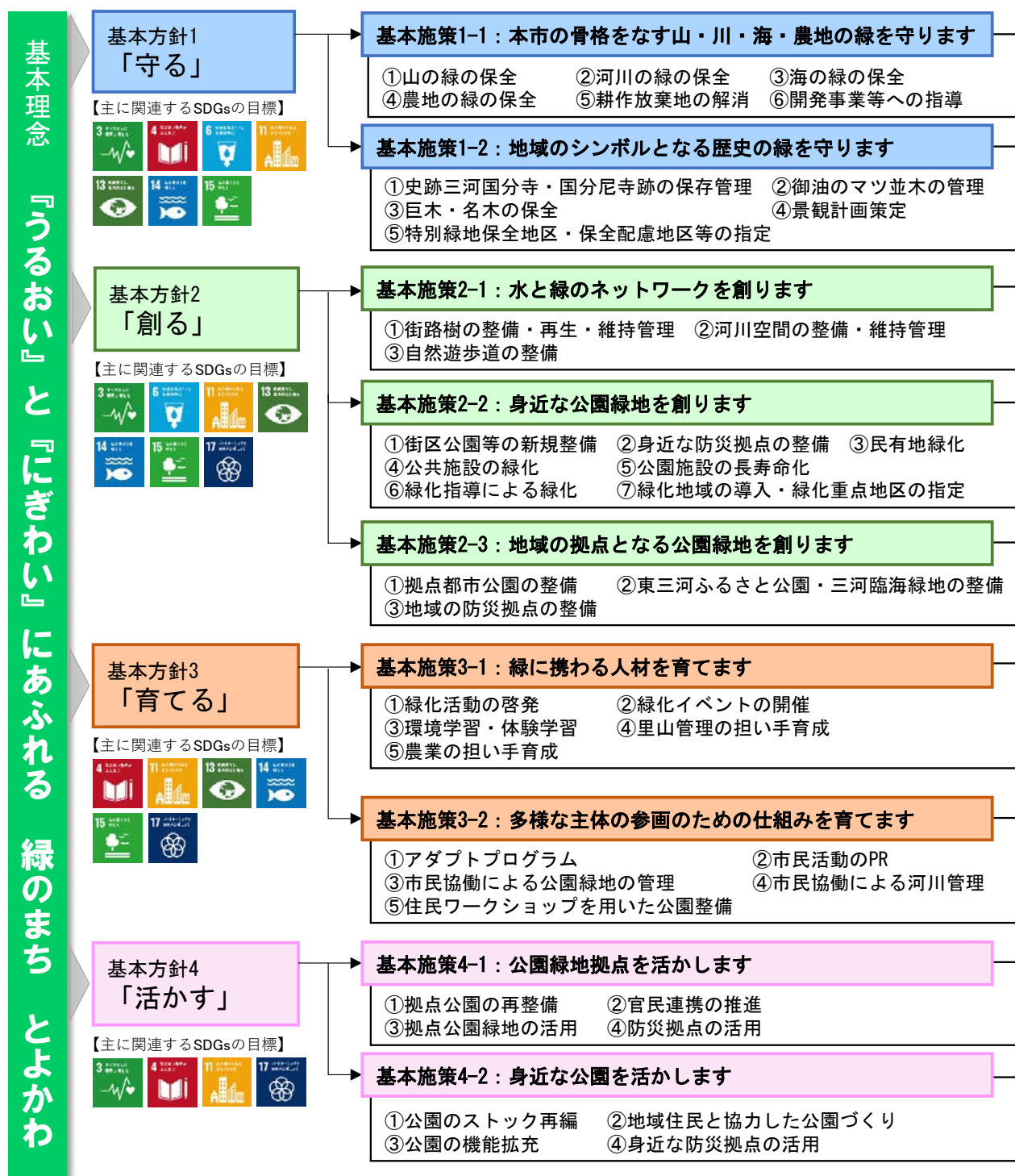


第5章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

5-1 基本施策の体系

各基本方針における施策体系のイメージを下記に示します。



5-2 基本施策

各基本方針に対応した基本施策を示します。

基本方針1 「守る」

基本施策 1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 山の緑の保全

- 山林や里山は、森林法で定める保安林や地域森林計画対象民有林の指定を継続し、社会情勢の変化に対応しながら、森林整備計画に基づき保全します。
- 生物多様性を育む山林や里山などの適切な管理を促進するため、市民活動団体などとの連携を図ります。
- 「あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業、里山林整備事業）」及び森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進します。
- 林道整備事業を実施し、森林所有者などが行う間伐などの維持管理作業を支援し、森林の持つ公益的機能を保全します。



本宮山の林道

② 河川の緑の保全

- 一級河川の豊川は、「豊川水系河川整備計画」（平成 18 年（2006 年）4 月 6 日一部変更）に基づき、良好な自然環境が治水上支障のない範囲で適正に保全されるよう、関係機関に働きかけを行います。
- 市管理河川については、河川敷や河川堤防の法面において、良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑の適正な保全に努めます。

③ 海の緑の保全

- 「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成 27 年（2015 年）12 月変更）に基づき、港湾の開発・利用との調和した海岸の防護を図り、豊かな生態系づくりと自然浄化機能の向上を推進するため、関係機関に働きかけを行います。
- 海辺の緑の保全につながる維持管理を行います。
- 海浜に親しむことができる臨海緑地の維持管理を行います。



御津臨海緑地

④ 農地の緑の保全

- 市街化調整区域の優良な農地は、農業振興地域内農用地区域の指定を継続し、保全を図ります。



荻町の田園風景

⑤ 耕作放棄地の解消

- 市民が農業にふれあうための農地所有者が開設する市民農園の設置の支援を推進します。
- 豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携するとともに、農地情報バンク制度を活用することによって、農地の有効活用を図ります。
- 耕作放棄地解消啓発や新規就農者向けパンフレットなど、意識啓発・情報発信を行います。
- 農地パトロールにより耕作放棄地の実態把握を行い、荒廃状況に応じ、農業委員会や農業協同組合との連携のもと、農地利用調整の取組を推進します。



耕作放棄地現況確認の様子

⑥ 開発事業等への指導

- 開発事業においては、各種指導要綱に基づき、緑地の確保について適正な指導を行います。
- 開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。
- 市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全します。

基本施策 1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 史跡三河国分寺・国分尼寺跡の保存管理

- 三河国分寺跡は、公有化を進め、史跡公園としての保存整備を推進します。



三河国分寺跡

② 御油のマツ並木の管理

- 御油のマツ並木は、「御油のマツ並木保存管理計画」（平成18年（2006年）3月）に基づいた適切な保護・保全を進めます。



御油のマツ並木関係者会議による現地確認の様子

③ 巨木・名木の保全

- 巨木や名木の実態を調査し、保護を行います。
- 社寺境内の樹木の保全意識の啓発を行うとともに、樹林地の保全の働きかけを行います。



大和の大イチョウ

④ 景観計画策定

- 歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を検討します。

⑤ 特別緑地保全地区・保全配慮地区等の指定

- 美しい山並みを形成する地域のランドマークであり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一带は、保全配慮地区の指定を検討します。
- 歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの樹林や樹木について、市街地の貴重な緑として永続的に保全するため、特別緑地保全地区、保存樹（林）の指定などを検討します。



宮路山のコアブラツツジ

コラム ～ 御油のマツ並木 ～

御油のマツ並木は、江戸時代の初めに東海道の並木として、御油・赤坂宿間に整備され、幕府により管理されていました。明治に入り、宿場制度解体以降は、地元御油町で管理を続けていました。

その後、太平洋戦争のため、全国的に多くの松が燃料として切り倒されたことを憂慮した御油町の人々が、並木を存続させるために、天然記念物指定の働きかけを行いました。その結果、「東海道の松並木として代表的なもの」という理由により、昭和19年11月7日に国指定天然記念物に指定されました。

昭和45年頃から松くい虫がまん延し始め、これを憂いた地元住民により昭和47年に「天然記念物御油松並木愛護会」が結成されました。愛護会による並木の下草刈りや清掃、見回り等は現在も続き、その成果により、御油のマツ並木は江戸時代の並木景観を現在もなおとどめています。



愛護会の活動の様子

基本方針2 「創る」

基本施策2-1 水と緑のネットワークを創ります

【主に関連するSDGsの目標】



① 街路樹の整備・再生・維持管理

- 既存の街路樹を適切に維持・管理するとともに、新設・改良を行う路線については、周辺交通や環境、植栽幅等を踏まえ、必要に応じて、街路樹の植栽を行います。
- 街路樹の成長に伴い、まちなみ景観や自動車・歩行者の通行に支障をきたしている箇所について、街路樹の樹種、管理手法などを検討します。
- 豊川市街路樹再生指針に基づき、市民の理解と協力を得ながら、計画的な街路樹の保全を行います。
- 桜の名所である桜トンネル、佐奈川・音羽川・西古瀬川の桜の保全を行います。
- 拠点間をつなげる緑のネットワークの形成を目指すとともに、少量でも緑を感じられるよう、市民とともに道路の緑化を行うための空間を維持します。



西古瀬川の河津桜

② 河川空間の整備・維持管理

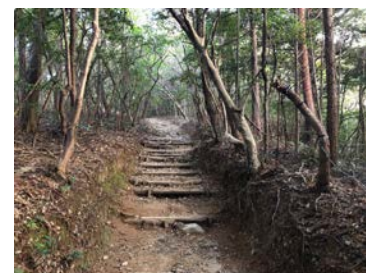
- 水と緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の生息空間・移動空間、市民の憩いの場を創出します。
- 河川環境保全のため、多自然川づくりを行うよう働きかけます。
- 豊川、佐奈川、音羽川など主要河川において、河川の自然を生かした整備や保全を働きかけます。
- 佐奈川流域や音羽川流域などの市内の河川において、親水公園の整備と活用を図ります。
- 市民の参加、協力を得て、河川など水に親しめる空間の維持管理を行います。



多自然川づくり（西古瀬川）

③ 自然遊歩道の整備

- 豊川、宮路山、本宮山、御津山自然遊歩道の整備を行い、一層の活用を図ります。



自然遊歩道（本宮山）

基本施策 2-2 身近な公園緑地を創ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 街区公園等の新規整備

- 公園や広場が不足する地区において、必要性を検討した上で、身近な公園や広場の整備を進めます。
- 土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地の早期整備を推進します。



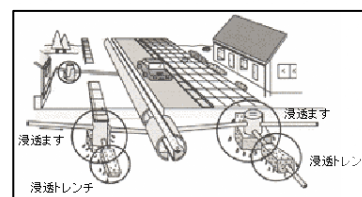
土地区画整理事業に伴う公園整備
(駅東電車通公園)

② 身近な防災拠点の整備

- 地域防災計画に、避難地に指定している公園緑地において、地域住民の意向を踏まえながら、防災関連施設（防災パーゴラ・かまどベンチ・防災倉庫など）の設置等による防災機能の拡充を推進します。
- 避難地や避難経路に指定されている公共施設や密集市街地にある公共施設において、各施設の整備方針を踏まえた上で、火災の延焼の遅延・防止に効果の高い樹種による植栽の導入を検討します。
- 公園緑地・道路・公共施設などにおいて、植樹帯・植樹ます・透水性舗装・雨水浸透ます・雨水貯留施設などのグリーンインフラを整備することにより、雨水流出抑制・雨水浸透を推進します。また、舗装範囲を見直すなど、地表面被覆の改善に取り組みます。



防災四阿テント設営状況
(三明公園)



雨水浸透施設のイメージ
出典：愛知県建設局下水道課

③ 民有地緑化

- 住宅や工場、事業所などの生垣、屋上や壁面、駐車場などの緑化に対する補助制度（「民有地緑化制度」）の活用を推進します。
- 花苗木の無料配布により、一般住宅での緑化を推進します。また、市単独補助制度の創設を検討します。



民有地緑化（一般住宅）

④ 公共施設の緑化

- 公共施設において、敷地内の植栽、屋上緑化・壁面緑化、駐車場の緑化などに関する緑化指針の作成を行い、建替時の緑化を推進します。
- 保育所の新規整備に際しては、園庭の芝生化を検討します。
- 保育園・小中学校において、緑のカーテン事業などの緑化を拡大・推進します。



園庭の芝生化（一宮保育園）

⑤ 公園施設の長寿命化

- 既存の公園施設は、公園施設長寿命化計画に基づき、安全・安心を確保するため計画的な維持管理・改修を実施します。



長寿命化計画に基づく遊具の更新（赤塚山公園）

⑥ 緑化指導による緑化

- 開発行為を実施する際には、法に定められた基準以上の緑地の整備とともに、地域性に配慮し、適切な公園緑地を整備するよう、事業者に対する指導を継続します。



開発事業による公園整備（にしさくらぎ公園）

⑦ 緑化地域の導入・緑化重点地区の指定

- 地域の状況などを踏まえて、緑化地域の導入や緑化重点地区の指定を検討・推進します。

コラム ～ ご家庭で取り組める浸水対策 ～

本市では、市内において自らの負担により雨水浸透ます・雨水貯留施設（貯留タンク）を設置しようする方を対象に補助金制度を設けています。

屋根に降った雨水を雨どいから水を集めて、設置した施設で、貯留・浸透することで、降雨時における下水道施設への雨水流出抑制、地下水の涵養、貯水活用による上水道への負担軽減を図ることを目的としています。詳しくは、市HP（担当部署：上下水道部 下水管理課）をご確認ください。



基本施策 2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります

【主に関連する SDGs の目標】



① 拠点都市公園の整備

- スポーツ公園、御油松並木公園の全面供用に向け、整備を推進します。



スポーツ公園

② 東三河ふるさと公園・三河臨海緑地の整備

- 現在、部分供用となっている東三河ふるさと公園、三河臨海緑地について、公園緑地拠点としての機能をさらに高めるため、全面供用に向けた整備を愛知県に要望し、整備を促進します。



三河臨海緑地
出典：愛知県建設局三河港務所

③ 地域の防災拠点の整備

- 広域避難場所に指定している桜ヶ丘公園や豊川公園、災害復旧用オープンスペース候補地に指定している公園において、防災関連施設（耐震性貯水槽・マンホールトイレ・備蓄倉庫など）の充実を図るとともに、火災の延焼の遅延・防止に効果の高い樹種による植栽を推進します。



耐震性貯水槽を使用した訓練

基本方針3 「育てる」

基本施策3-1 緑に携わる人材を育てます

【主に関連するSDGsの目標】



① 緑化活動の啓発

- 広報とよかわや市のホームページ、PRパンフレットなど、多様なメディアにより、緑に関する情報を市民に発信し、取組の啓発を行います。
- 講習会やガーデンコンテストの開催など、市民の緑化意識の高揚を図る手法を検討します。

② 緑化イベントの開催

- 民有地緑化の促進、地球温暖化防止の推進、市民緑化活動の促進などのため、緑のカーテン事業を実施し、市民や事業者、行政が一体となった緑づくりのきっかけづくりとします。
- 「あいち森と緑づくり事業」（県民参加緑づくり事業）を活用した、市民参加による植樹・樹林地整備・ビオトープづくりなどの緑づくり活動の実施を推進します。
- 市民まつりなどのイベント、「花の産地とよかわ体験ツアー」などを通じ、緑にふれあう機会を創出し、緑に対する意識高揚を図ります。



花の産地とよかわ体験ツアー

③ 環境学習・体験学習

- 市民の緑に関する知識を深めるとともに、環境にやさしい行動を実践できる人を育てるため、環境教育や環境学習を継続的に実施します。
- 自然観察会、市民参加による身近な自然環境調査などを行い、生物多様性及び自然環境の保全を啓発します。
- 環境学習リーダー、インタープリター、こどもエコリーダーなどの養成に取り組みます。



自然環境調査の様子

④ 里山管理の担い手育成

- 里山保全活動を行う人材を育成し、市民による里山の管理を推進します。
- 山林・里山の荒廃を防ぐため、保全・管理を行う担い手創出事業を市民との協働によって進めます。



市民による里山管理

⑤ 農業の担い手育成

- 豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携し、「就農塾」の開講や親元就農支援事業等を検討し、農業を担う人材育成を図ります。
- シニア層などを対象とした新規就農者支援を推進します。



就農塾の様子

コラム ～ 森林環境税と森林環境譲与税 ～

平成31年(2019年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」(令和6年(2024年)度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元年(2019年)度から譲与)が創設されました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境譲与税は、令和元(2019)年度から、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口から算出され、譲与されているところです。市町村においては、間伐や木材利用の促進、普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

本市では、保育園の内装の一部木質化や中学校での木製下駄箱の購入など木材の利用促進や森林整備事業の意向調査等に森林環境譲与税を充てています。(令和元年(2019年)度)

基本施策 3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます

【主に関連する SDGs の目標】



① アダプトプログラム

- 豊川市公共施設アダプトプログラム制度の周知・啓発を図り、登録団体数の増大を目指します。制度の活用により、市民の協力による公園等の維持管理を推進します。

アダプトプログラム活動状況
(国府東フラワーボランティア)

② 市民活動の PR

- 町内会、ボランティア・市民活動団体などが行う緑化活動を紹介し、市民の緑化活動への関心の向上、活動の拡大を図ります。
- アダプトプログラムや環境保全活動を行う市民団体が相互に情報交換、交流できるようネットワーク形成を支援します。

③ 市民協働による公園緑地管理

- 公園緑地について、町内会・ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理する公園緑地を増やすため、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築します。
- 市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。
- 既存の公園緑地における、町内会・ボランティア・市民活動団体などによる花の植替えや植樹、草刈・剪定などの緑に関する活動を支援します。
- 市民の参加・協力を得て、公園の樹木、街路樹の管理を推進します。

市民団体等による公園緑地
における花の植替え（新池公園）

④ 市民協働による河川管理

- 県管理の河川の草刈り作業の一部を地域住民で構成されている団体に委託するコミュニティリバー制度など、市民協働による河川管理が行えるように働きかけます。

市民協働による河川管理
(佐奈川の会)

⑤ 住民ワークショップを用いた公園整備

- 公園緑地の新規整備や再整備に際しては住民ワークショップを実施し、地域のニーズを反映した公園緑地整備を推進します。また、ワークショップを通じ、市民の公園への愛着、公園管理への参加意欲の向上を図ります。



住民ワークショップの様子
(西部5号公園(仮称))

コラム ～ 豊川市公共施設アダプトプログラム ～

アダプト (adopt) とは、英語で「養子縁組する」を意味します。

豊川市公共施設アダプトプログラムとは、市民の皆さまや事業所の皆さまが、市管理の道路・公園・河川の公共施設の里親となって、美化の面で維持していく活動を行うことです。本市では、活動する方々の支援を行っています。

このような管理手法は、昭和60年(1985年)にアメリカ・テキサス州で始まり、日本では平成10年(1998年)に初めて導入されました。本市では、平成20年(2008年)1月15日から導入しています。

活動内容

- ・活動対象になった区域の空き缶・吸い殻・紙くず等の収集や除草、花の植栽管理等
- ・施設の破損状況等の報告、その他

市の支援

- ・活動に必要なゴミ袋・軍手等の提供
- ・活動に対する補償(市民活動総合保障制度)
- ・アダプトサイン(看板)の設置(希望する場合)

対象者

市内に在住・在勤・在学する個人・事業者・団体

対象となる場所

市内の道路、公園、河川等の公共施設

(ただし、区・県の官立の場合、それぞれの管理者の制度が優先)

基本方針4 「活かす」

基本施策4-1 公園緑地拠点を活かします

【主に関連するSDGsの目標】



① 拠点公園の再整備

- 赤塚山公園においては再整備を推進し、地域活性化や交流人口増大に資するレクリエーション拠点としての機能を強化します。
- 豊川公園を活用した賑わいの創出に向けて、市プール跡地への庭球場再整備を始め、こども広場やウォーキングコース等の整備を推進します。

赤塚山公園
水の広場再整備イメージ

② 官民連携の推進

- 公園の多様化するニーズに対応すべく、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）などによる民間活力導入を検討・推進します。
- 指定管理者制度の活用により、引き続き、公園施設の効率的な運営及びサービス水準の向上を図ります。

③ 拠点公園緑地の活用

- 赤塚山公園や手取山公園などは、自然観察や農林業体験、自然体験などの「緑の教育」の拠点として、施設の活用を図ります。
- 保存整備事業の行われた三河国分尼寺跡・豊川海軍工廠平和公園は、ボランティアガイドによる案内など、市民による活動を継続的に支援し、観光資源としての機能の強化を図ります。また、生涯学習や学校教育の場、市民の憩いの場、イベント広場としての活用を図ります。
- 御油のマツ並木は、観光資源としての機能の強化を図ります。



自然観察会（手取山公園）

④ 防災拠点の活用

- 地域の防災拠点となる公園緑地を、防災訓練などの場として活用します。



御津臨海企業懇話会防災訓練

基本施策 4-2 身近な公園を活かします

【主に関連する SDGs の目標】



① 公園のストック再編

- 多様化する市民のニーズに対応するため、市全体の都市公園や緑地の配置を踏まえて、地域住民と協力して都市公園の機能の再編を検討・推進します。
- 機能が類似した狭小な公園緑地が複数分布する地域では、集約による公園緑地の機能向上を検討・推進します。

② 地域と協力した公園づくり

- 地域と市の協働の中で、地域（地域住民・事業者・NPO 法人）が主体となり、都市公園の管理・運営を行うパークマネジメントの仕組みづくりを検討します。パークマネジメントの推進により、従来行われてきた地域による清掃・除草などの日常的な管理に加え、地域の自主的な活動（マルシェなど様々なイベントの開催・ルールづくりなど）により、公園や地域の活性化を目指します。
- 都市公園の利用者の利便向上のために必要な協議を行う公園活性化協議会（市、観光・商工関係団体、地元自治会、住民団体等により組織）の設置を検討します。協議会では、地域の賑わい創出のためのイベント開催に関する調整や都市公園ごとのローカルルールなどを協議し、公園や地域の活性化を目指します。
- 多様なニーズに応じた公園の使い方ができるように、住民ワークショップ等を通じ、地域住民と協力した公園のローカルルールづくりを推進します。

③ 公園の機能拡充

- 公園施設について、バリアフリー化、子育て支援への対応を実施し、幅広い世代が快適に利用できる公園づくりを推進します。
- 公園にジョギングコース・ウォーキングコース・健康遊具などを整備し、市民の健康づくりを支援します。



園路のバリアフリー化
(下河原公園)

④ 身近な防災拠点の活用

- 自治会・地域住民・事業所などの参加により、身近な公園において、防火防災訓練・消防訓練・避難訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。



自主防災訓練の様子
(野中公園・蔵子二区町内会)

5-3 地域別施策

本計画を市民にとって身近な計画とするために、前節に示した基本施策を地域別に示すとともに、各施策の活動主体・関連主体を示します。

地区の区分は、日常の生活圏と概ね整合する、小学校区を基本単位とし、本市の地勢を象徴する河川（河川流域）や土地利用の特性から市域を5地区に区分します。

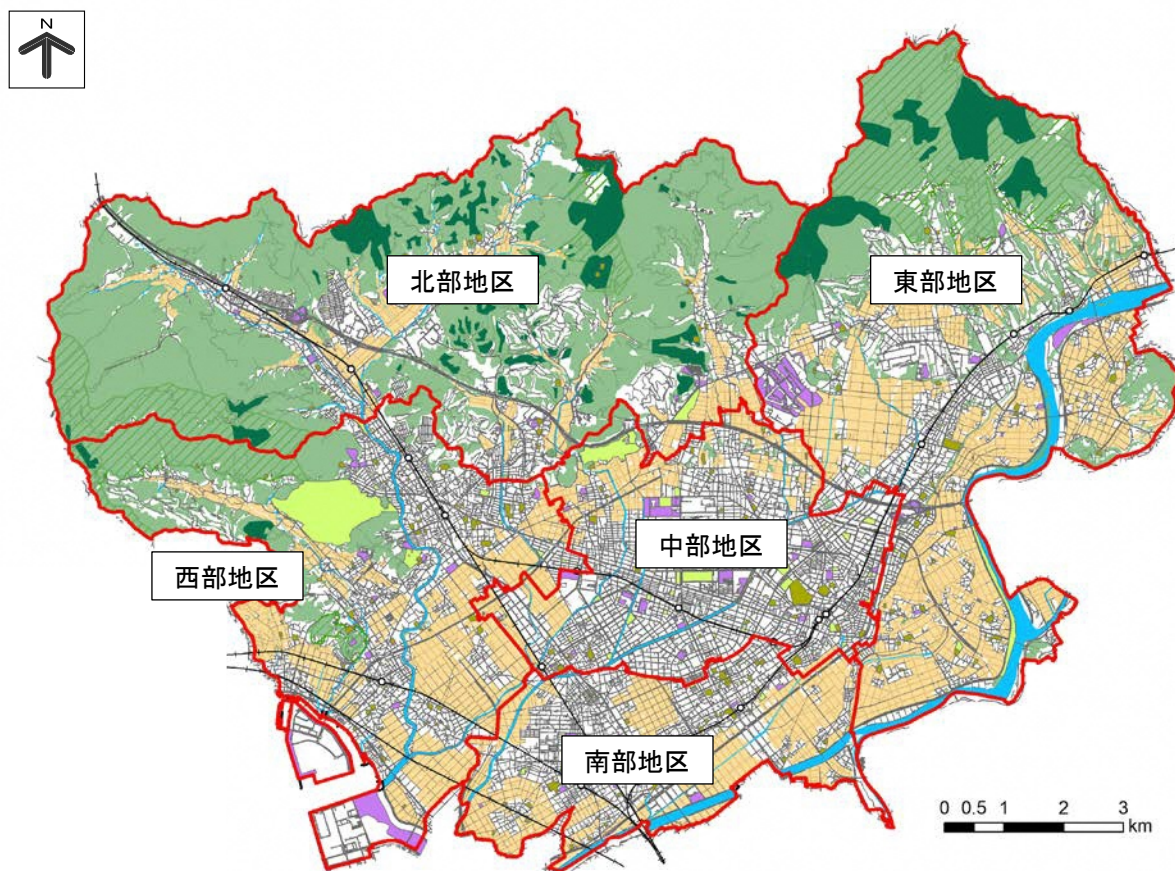


図 地区区分図

表 各地区に該当する小学校区

地域	該当する小学校区
中部地区	金屋小、桜木小、桜町小、三蔵子小、代田小、中部小、豊川小、八南小、豊小
東部地区	一宮西部小、一宮東部小、一宮南部小、東部小
北部地区	赤坂小、千両小、長沢小、萩小、平尾小
西部地区	国府小、御油小、御津南部小、御津北部小
南部地区	牛久保小、小坂井西小、小坂井東小、天王小

(1) 中部地区

地勢の概況

- 本市の中心部に位置し、豊川市役所が立地する地区であり、大半が市街化区域に指定されています。
- 地区の東部を佐奈川が、中央部を白川、西古瀬川が流れています。
- 地区の緑は、豊川公園や赤塚山公園や、北部に広がる農用地によって構成されています。
- 地形は概ね平坦であり、市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。
- 愛知県や本市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

位置図



特徴的な緑

- 佐奈川は、水際に植物が繁り、生物の生息・生育地となっているほか、遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。
- 豊川稲荷は、初詣、春季・秋季大祭などに年間 511 万人が訪れます（平成 30 年実績）。また、境内地及びその周辺にまとまった緑地があり、市街地の気象緩和にも貢献しています。
- 国・県の文化財に指定される建造物が複数存在する三明寺や、奉納綱火が県指定の無形民俗文化財に指定され、豊川夏祭りの拠点にもなっている進雄神社の社叢林は、市街地の貴重な緑となっています。また、三河国分尼寺跡は、中門と回廊の一部が復元され、史跡公園として整備されています。
- 祭りなどで使用される豊川公園や、桜ヶ丘公園、豊川高等学校グラウンドが市街地におけるまとまったオープンスペースであり、広域避難場所に指定されています。
- 赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などがあり、多様なレクリエーションを楽しむことができます。

市民意向調査結果

- 概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約 46%）となっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約 21%）となっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約 33%の人が「行政支援のもと、地元が行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	取組主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります			
	・河川の緑の保全	●		
	・農地の緑の保全	●		●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
	・開発事業等への指導	●	●	
基本方針2 「創る」	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります			
	・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります			
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	2-2 身近な公園緑地を創ります			
	・街区公園等の新規整備	●		
	・身近な防災拠点の整備	●		
	・民有地緑化	●	●	●
	・公共施設の緑化	●		
	・公園施設の長寿命化	●		
	・緑化指導による緑化	●	●	
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります			
	・地域の防災拠点の整備	●		
基本方針3 「育てる」	3-1 緑に携わる人材を育てます			
	・緑化活動の啓発	●		●
	・緑化イベントの開催	●		●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	・農業の担い手育成	●	●	●
	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます			
	・アダプトプログラム	●	●	●
	・市民活動のPR	●	●	●
	・市民協働による公園緑地の管理	●		●
	・市民協働による河川管理	●		●
基本方針4 「活かす」	4-1 公園緑地拠点を活かします			
	・拠点公園の再整備	●		
	・官民連携の推進	●	●	
	・拠点公園緑地の活用	●	●	●
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします			
	・公園のストック再編	●		●
	・地域住民と協力した公園づくり	●		●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

第1章
計画の概要

第2章
豊川市の緑の現況

第3章
豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

第4章
本計画の基本的な考え方

第5章
緑の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進体制

巻末資料

(2) 東部地区

地勢の概況

- 地区東部を南北に豊川が流れ、河川に沿って自然堤防が形成されています。
- 地区北部に木曽山系の本宮山（標高 789.2 m）が位置し、帯川（佐奈川の支川）が流れています。
- 河川に沿った平地部の広範の区域は、農用地としての土地利用となっています。
- 地区中央から北東方向にかけて市街地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- 本宮山一帯は、自然の景勝地として自然公園に指定されるとともに、ハイキングなどの自然とふれあう場として利用されています。
- 豊川は、淵や瀬、河畔林がある豊かな自然景観を形成しています。
- 砥鹿神社は年間約 46 万人が訪れる観光資源となっており（平成 30 年実績）、「砥鹿神社のケヤキ」は県の天然記念物に指定されています。
- 宝円寺のシダレザクラ、砥鹿神社奥宮（本宮山）の社叢など、県の天然記念物に指定される緑が分布しています。
- 帯川には市の天然記念物に指定される「帯川のホタル」が生息しています。
- いこいの広場は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約 49%）となっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約 17%）となっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約 58%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります			
	・山の緑の保全	●	●	●
	・河川の緑の保全	●		
	・農地の緑の保全	●		●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
基本方針2 「創る」	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります			
	・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります			
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	・自然遊歩道の整備	●		
	2-2 身近な公園緑地を創ります			
	・街区公園等の新規整備	●		
	・身近な防災拠点の整備	●		
	・民有地緑化	●	●	●
基本方針3 「育てる」	・公共施設の緑化	●		
	・公園施設の長寿命化	●		
	・緑化指導による緑化	●	●	
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります			
	・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に携わる人材を育てます			
	・緑化活動の啓発	●		●
	・緑化イベントの開催	●		●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	・里山管理の担い手育成	●		●
	・農業の担い手育成	●	●	●
	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます			
	・アダプトプログラム	●	●	●
基本方針4 「活かす」	・市民活動のPR	●	●	●
	・市民協働による公園緑地の管理	●		●
	・市民協働による河川管理	●		●
	・住民ワークショップを用いた公園整備	●		●
	4-1 公園緑地拠点を活かします			
	・官民連携の推進	●	●	
	・拠点公園緑地の活用	●	●	●
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします			
	・公園のストック再編	●		●
	・地域住民と協力した公園づくり	●		●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

第1章
計画の概要

第2章
豊川市の緑の現況

第3章
豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

第4章
本計画の基本的な考え方

第5章
緑の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進体制

巻末資料

(3) 北部地区

地勢の概況

- 市街化区域は、音羽川、国道1号の沿線と音羽蒲郡IC周辺の一部地区に限られ、大半が市街化調整区域となっています。
- 地区の中央から西部には音羽川と山陰川（音羽川支流）が流れています。
- 北部の観音山や西部の宮路山などに広範に分布する緑、山腹に位置する財賀寺や富士神社周辺の拠点的な緑が当地区の特徴ある緑として挙げられます。
- 山間を流れる音羽川、山陰川の沿川に、農地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- コバノミツバツツジまつり（富士神社）には約1万人（平成30年実績）が訪れ、他にも宮路山のもみじまつりなど、美しい緑の景観が観光客の目を楽しませています。
- 宮路山コアブラツツジ自生地、富士神社のコバノミツバツツジ自生地、財賀寺のヒメハルゼミと生息地、財賀寺のツガなど、市の天然記念物に指定される緑が分布しています。
- 音羽運動公園は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね10年間の「緑の量」の変化については、「変わらないと思う」と回答した人が最も多く（約55%）となっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約23%）となっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約58%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります			
	・山の緑の保全	●	●	●
	・河川の緑の保全	●		
	・農地の緑の保全	●		●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
基本方針2 「創る」	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります			
	・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります			
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	・自然遊歩道の整備	●		
	2-2 身近な公園緑地を創ります			
	・身近な防災拠点の整備	●		
	・民有地緑化	●	●	●
	・公共施設の緑化	●		
基本方針3 「育てる」	・公園施設の長寿命化	●		
	・緑化指導による緑化	●	●	
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります			
	・拠点都市公園の整備	●		
	・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に携わる人材を育てます			
	・緑化活動の啓発	●		●
	・緑化イベントの開催	●		●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	・農業の担い手育成	●	●	●
基本方針4 「活かす」	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます			
	・アダプトプログラム	●	●	●
	・市民活動のPR	●	●	●
	・市民協働による公園緑地の管理	●		●
	・市民協働による河川管理	●		●
	・住民ワークショップを用いた公園整備	●		●
	4-1 公園緑地拠点を活かします			
	・官民連携の推進	●	●	
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします			
	・公園のストック再編	●		●
	・地域住民と協力した公園づくり	●		●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

第1章
計画の概要

第2章
豊川市の緑の現況

第3章
豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

第4章
本計画の基本的な考え方

第5章
緑の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進体制

巻末資料

(4) 西部地区

地勢の概況

- 県営公園である東三河ふるさと公園が位置し、本市のみならず東三河地域の重要な緑の拠点となっています。
- 臨海部には、三河港港湾計画に基づき、日本最大級の臨海緑地である三河臨海緑地が位置しており、地区の緑の拠点となっています。
- 本地区は音羽川や御津川の河口があり、三河湾を臨む臨海地区となっています。
- 音羽川が地区を南北に縦断し、川沿いは市街化区域に指定されています。大半の区域は、市街化調整区域となっています。
- 地区西部の五井山から御津山などに連なる山地の山間や音羽川・御津川の川沿いに農地が形成されています。

位置図



特徴的な緑

- 東三河ふるさと公園は、広域的なレクリエーションの拠点であり、自然とふれあうイベントが開催されるなど、年間約 32 万人が訪れます。このほか、御津山園地は年間約 2 万人の利用があります（平成 30 年実績）。
- 国の天然記念物に指定される、御油のマツ並木の緑が存在します。
- 御津山には市の天然記念物に指定される「御津山のヒメハルゼミの棲息地」があります。
- 音羽川には遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。
- 三河臨海緑地は、散策や軽スポーツ、海の眺めを楽しむ場として利用されています。

市民意向調査結果

- 概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約 47%）となっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（約 23%）となっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約 60%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります			
	・山の緑の保全	●	●	●
	・河川の緑の保全	●		
	・海の緑の保全	●	●	
	・農地の緑の保全	●		●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります			
	・史跡三河国分寺・国分尼寺跡の保存管理	●		
基本方針2 「創る」	・御油のマツ並木の管理	●	●	●
	・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります			
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	・自然遊歩道の整備	●		
	2-2 身近な公園緑地を創ります			
	・街区公園等の新規整備	●		
	・身近な防災拠点の整備	●		
	・民有地緑化	●	●	●
	・公共施設の緑化	●		
	・公園施設の長寿命化	●		
基本方針3 「育てる」	・緑化指導による緑化	●	●	
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります			
	・拠点都市公園の整備	●		
	・東三河ふるさと公園・三河臨海緑地の整備	●		
	・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に携わる人材を育てます			
	・緑化活動の啓発	●		●
	・緑化イベントの開催	●		●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	・里山管理の担い手育成	●		●
	・農業の担い手育成	●	●	●
	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます			
基本方針4 「活かす」	・アダプトプログラム	●	●	●
	・市民活動のPR	●	●	●
	・市民協働による公園緑地の管理	●		●
	・市民協働による河川管理	●		●
	・住民ワークショップを用いた公園整備	●		●
	4-1 公園緑地拠点を活かします			
	・官民連携の推進	●	●	
	・拠点公園緑地の活用	●	●	●
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします			
	・公園のストック再編	●		●
	・地域住民と協力した公園づくり	●		●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

第1章
計画の概要

第2章
豊川市の緑の現況

第3章
豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

第4章
本計画の基本的な考え方

第5章
緑の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進体制

巻末資料

(5) 南部地区

地勢の概況

- 地区南部を豊川放水路、西部を佐奈川が流れ、概ね平坦な地形において、耕地整理が行われた優良な農地と市街地により構成されています。
- 市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。
- 主に地区東部に位置する、愛知県や豊川市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

位置図



特徴的な緑

- 国の天然記念物に指定される、牛久保のナギの緑が存在します。
- 市の史跡に指定される五社稲荷古墳などを有する五社稲荷社には、まとまった社叢林が存在します。
- 徳川家の家紋「葵の紋」発祥ゆかりの地である伊奈城趾は、土塁や本丸の郭跡が保存され、史跡公園として整備されています。

市民意向調査結果

- 概ね10年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（約44%）なっています。
- 「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「公園や広場の整備」に対する意向が最も高く（約23%）なっています。
- 身近な公園・広場などの日常管理の方法について、約60%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

■施策一覧

基本方針	施策	活動主体・関連主体		
		行政	事業者	市民
基本方針1 「守る」	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります			
	・河川の緑の保全	●		
	・海の緑の保全	●	●	
	・農地の緑の保全	●		●
	・耕作放棄地の解消	●	●	●
基本方針2 「創る」	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります			
	・巨木・名木の保全	●		●
	2-1 水と緑のネットワークを創ります			
	・街路樹の整備・再生・維持管理	●	●	●
	・河川空間の整備・維持管理	●	●	●
	・自然遊歩道の整備	●		
	2-2 身近な公園緑地を創ります			
	・街区公園等の新規整備	●		
	・身近な防災拠点の整備	●		
	・民有地緑化	●	●	●
基本方針3 「育てる」	・公共施設の緑化	●		
	・公園施設の長寿命化	●		
	・緑化指導による緑化	●	●	
	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります			
	・地域の防災拠点の整備	●		
	3-1 緑に携わる人材を育てます			
	・緑化活動の啓発	●		●
	・緑化イベントの開催	●		●
	・環境学習・体験学習	●	●	●
	・農業の担い手育成	●	●	●
基本方針4 「活かす」	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます			
	・アダプトプログラム	●	●	●
	・市民活動のPR	●	●	●
	・市民協働による公園緑地の管理	●		●
	・市民協働による河川管理	●		●
	・住民ワークショップを用いた公園整備	●	●	●
	4-1 公園緑地拠点を活かします			
	・官民連携の推進	●	●	
	・防災拠点の活用	●	●	●
	4-2 身近な公園を活かします			
	・公園のストック再編	●		●
	・地域住民と協力した公園づくり	●		●
	・公園の機能拡充	●		
	・身近な防災拠点の活用	●	●	●

第1章
計画の概要

第2章
豊川市の緑の現況

第3章
豊川市の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

第4章
本計画の基本的な考え方

第5章
緑の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進体制

巻末資料

5-4 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）

（1）緑化重点地区とは

都市緑地法において、緑の基本計画に必要な応じて定める事項として、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）及び当該地区における緑化の推進に関する事項」が位置づけられています。緑化重点地区では、市が取り組む緑化施策や市民及び事業者などが取り組む緑化活動を優先的かつ重点的に進め、地区内の緑の充実を図ります。

都市緑地法運用指針では、緑化重点地区は、以下のような地区に設定するものとしています。

【緑化重点地区の設定要件】

- 駅前等都市のシンボルとなる地区
- 緑が少ない住宅地
- 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等

(2) 緑化重点地区の設定の考え方

以下に示す2つの視点により緑化重点地区を設定します。

【視点1】駅前等都市のシンボルとなる地区（第6次豊川市総合計画、立地適正化計画）

上位・関連計画では、下記に示す駅周辺の7地区を市の拠点と定め、立地適正化計画では、各拠点の駅周辺に都市機能誘導区域を定めています。

■中心拠点

市内を貫く（都）姫街道線を軸として、中東部の拠点である豊川地区、諏訪地区と、それらを結ぶ中央通地区の3地区を一体的に捉えた中心市街地

■地域拠点

八幡地区：八幡駅周辺

国府地区：国府駅周辺

一宮地区：三河一宮駅周辺

音羽地区：名電赤坂駅周辺

御津地区：愛知御津駅周辺

小坂井地区：伊奈駅、西小坂井駅、小坂井駅周辺

【視点2】緑化の必要性が比較的高い地区

都市機能誘導区域では、緑に関連した施策として、以下を定めています。

- 既存公園の適切な維持管理・再整備の推進により公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場を提供
- 居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、民有地緑化制度の活用などにより、本市の自然環境を活かした緑が生える良好な都市環境の整備を推進

(3) 緑化重点地区の設定

前頁に示す2つの視点より、中心拠点・八幡地区・国府地区・一宮地区・音羽地区・御津地区・小坂井地区の7地区を緑化重点地区に設定します。

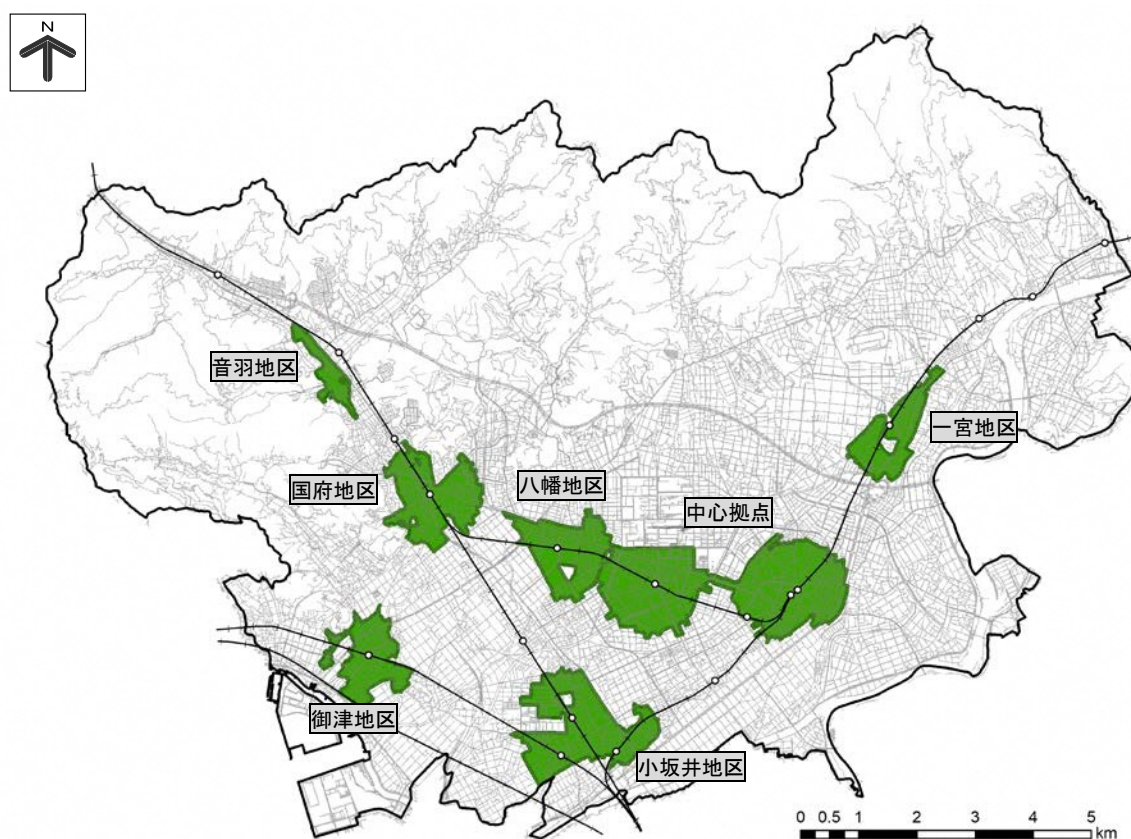
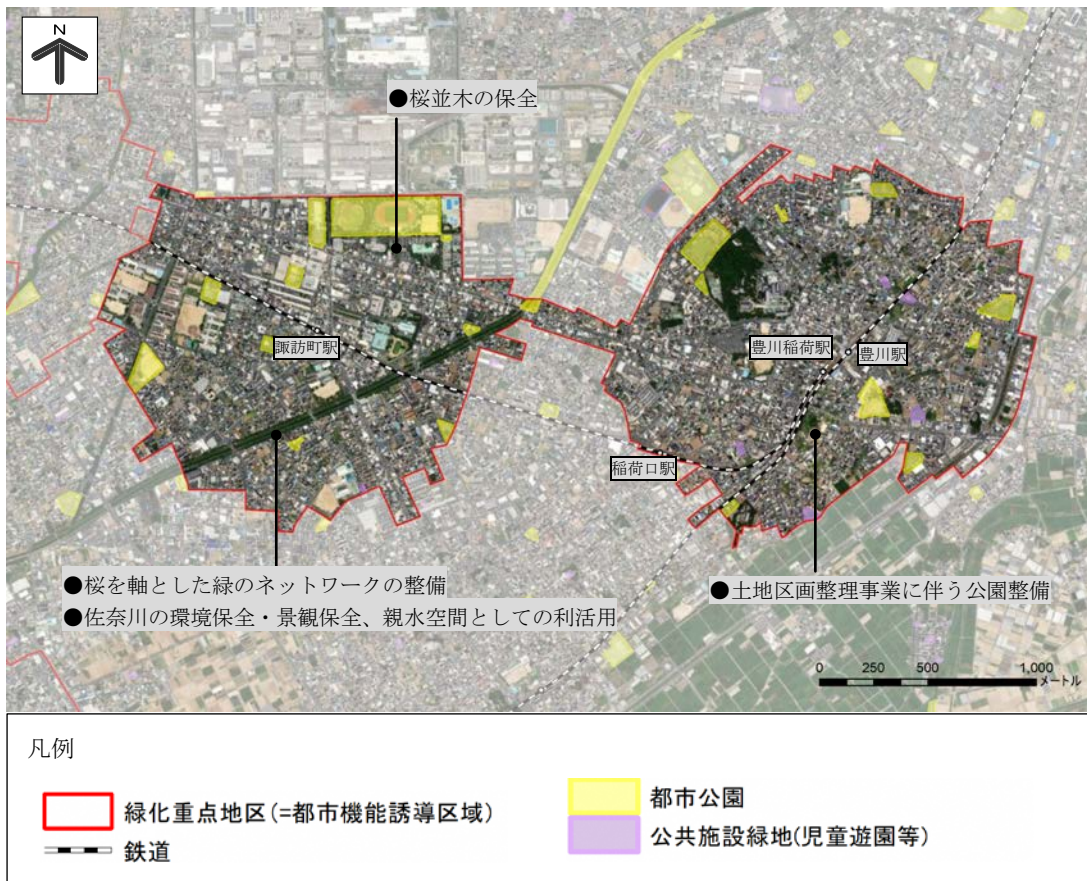


図 緑化重点地区全体図

(4) 緑化重点地区の施策

各緑化重点地区で取り組む施策について、以下に示します。

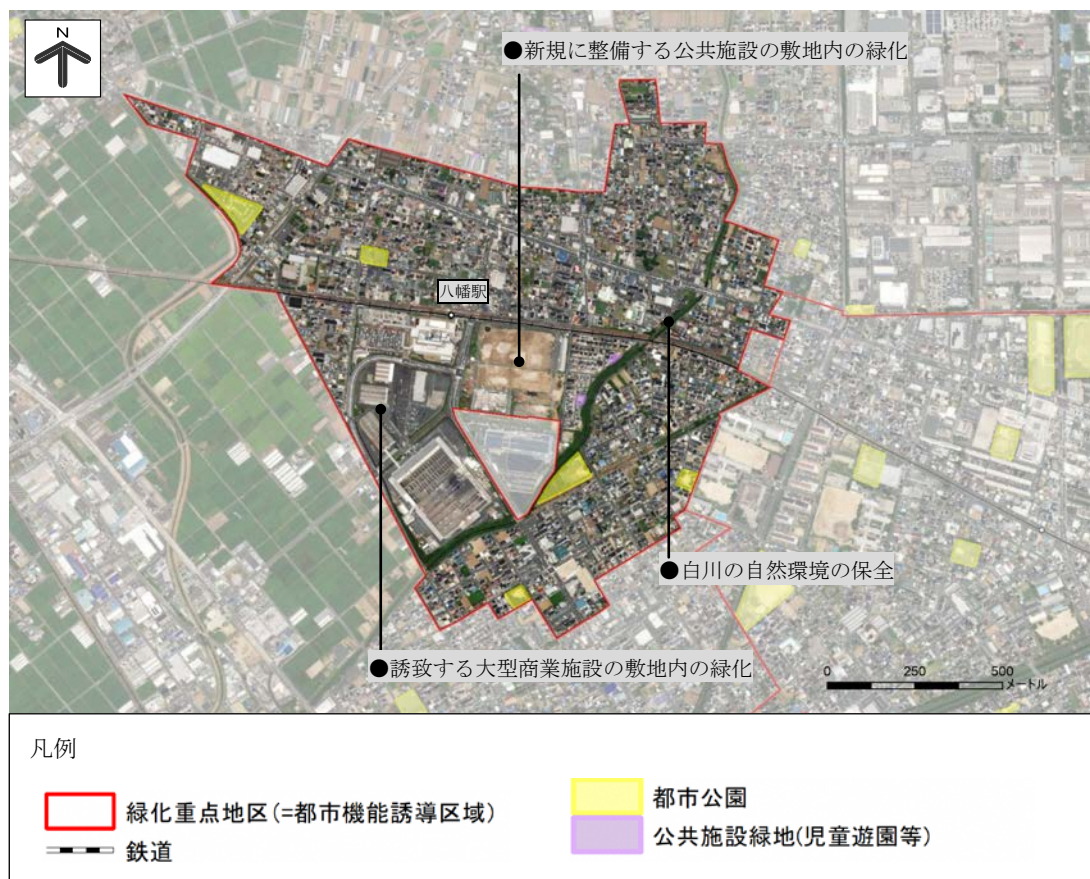
① 中心拠点（豊川地区・諏訪地区・中央通地区）



【施策】

- 土地地区画整理事業に伴う公園整備
- 佐奈川・豊川公園・桜トンネル・桜町千両線を結ぶ桜を軸とした緑のネットワーク整備
- 桜並木の保全
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 佐奈川の環境保全・景観保全、親水空間としての利活用
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

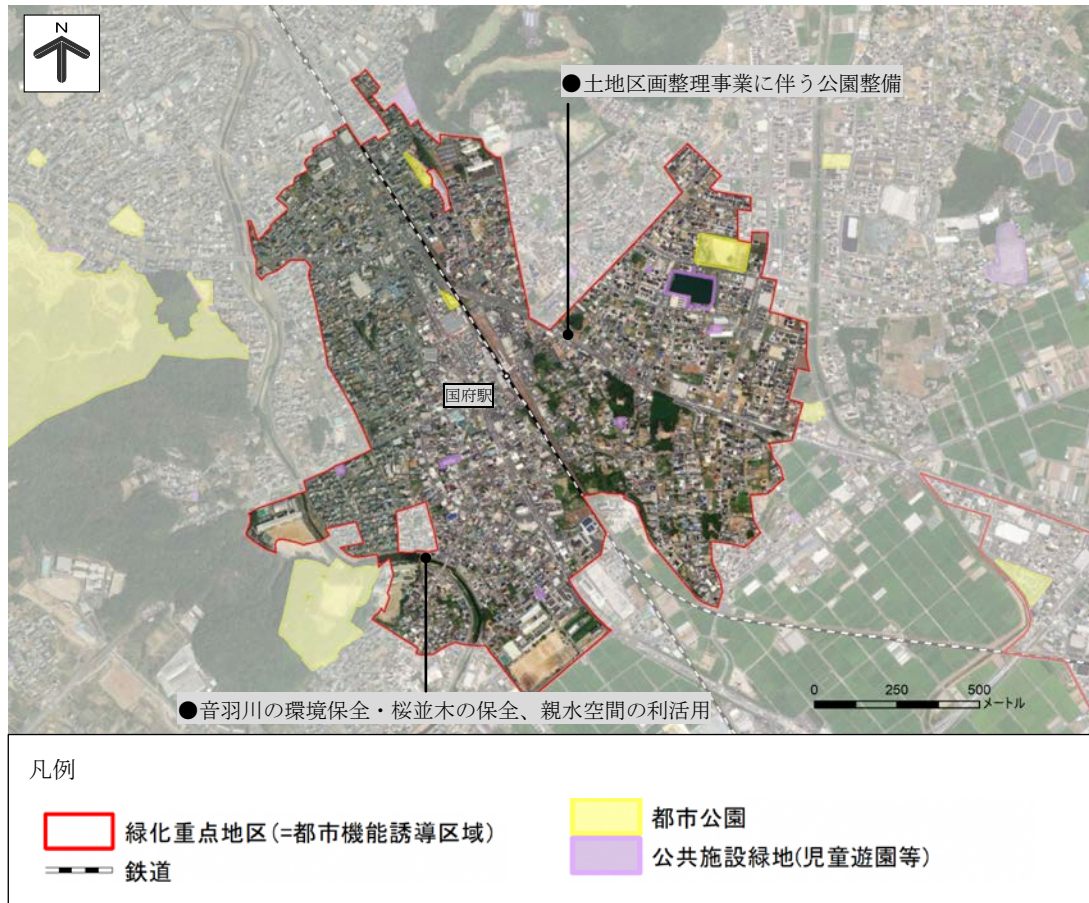
② 八幡地区



【施策】

- 新規に整備する公共施設の敷地内の緑化
- 誘致する大型商業施設の敷地内の緑化
- 都市計画道路の街路樹保全
- 白川の環境保全
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備

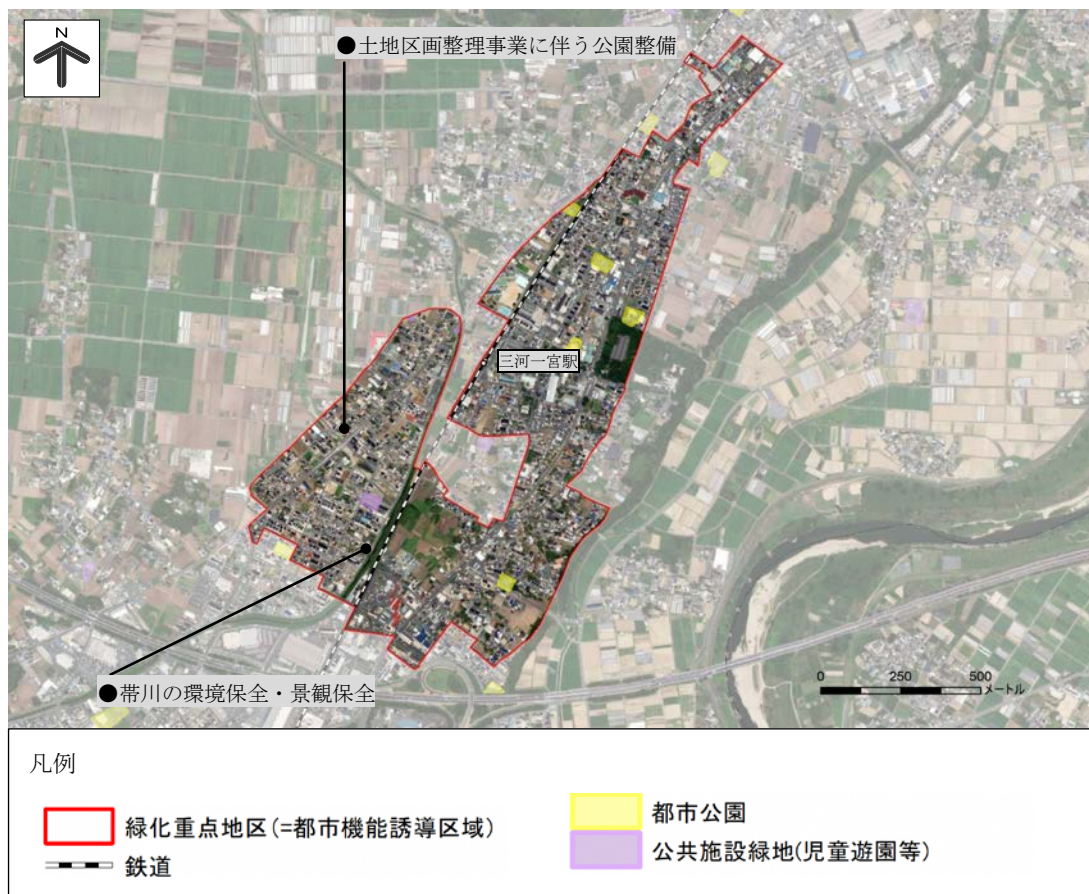
③ 国府地区



【施策】

- 土地区画整理事業に伴う公園整備
- 国府駅へのアクセス道路の整備に合わせた街路緑化
- 音羽川の環境保全・桜並木の保全、親水空間の利活用
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

④ 一宮地区



【施策】

- 土地区画整理事業に伴う公園整備
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 帯川の環境保全・景観保全
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

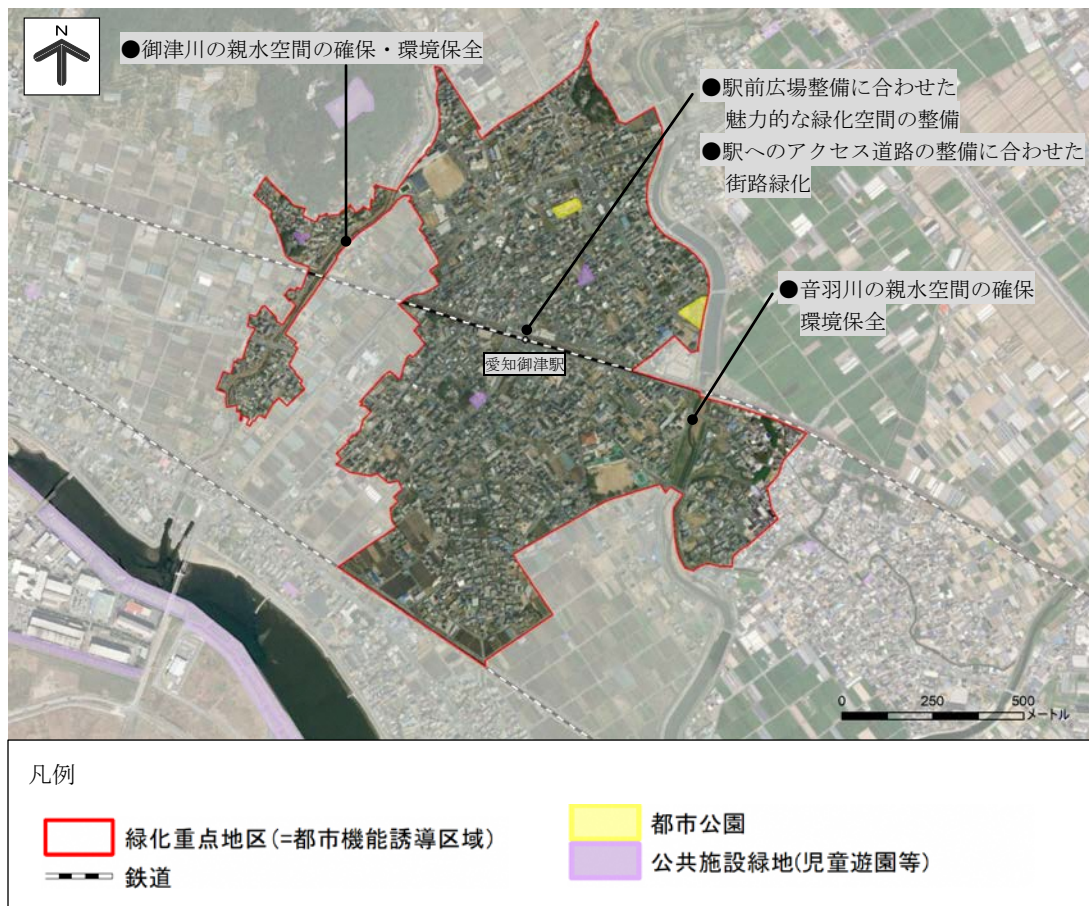
⑤ 音羽地区



【施策】

- 御油のマツ並木の保護・保全、観光資源としての利活用
- 音羽川の環境保全・景観保全、親水空間の利活用
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

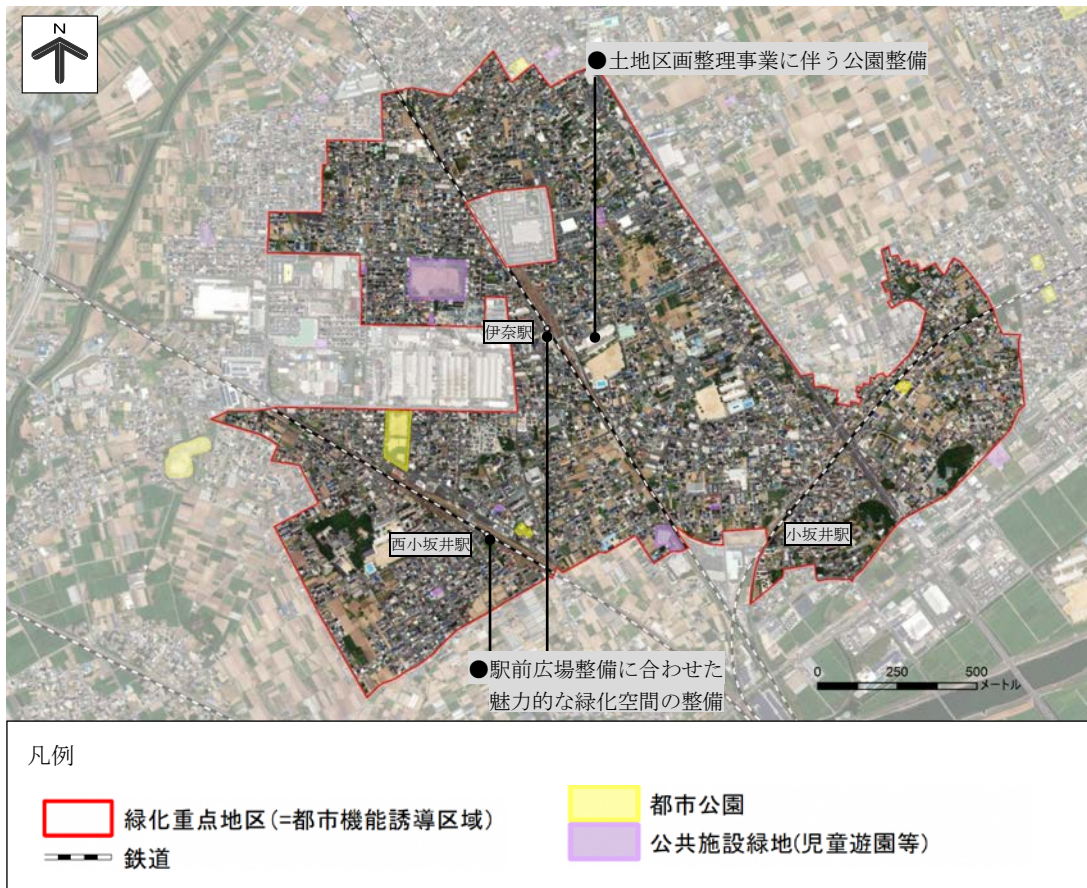
⑥ 御津地区



【施策】

- 駅前広場整備に合わせた魅力的な緑化空間の整備
- 愛知御津駅へのアクセス道路の整備に合わせた街路緑化
- 御津川・音羽川の河川改修と親水空間の確保・環境保全
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化

⑦ 小坂井地区



【施策】

- 駅前広場整備（伊奈駅・西小坂井駅）に合わせた魅力的な緑化空間の整備
- 幹線道路の整備に合わせた街路緑化
- 公共公益施設の緑化
- 民有地緑化制度の活用をはじめとした市民・事業者主体の緑化の推進
- 市民緑地契約制度、市民緑地認定制度による市民・事業者主体の低未利用地等を活用した緑化空間の整備
- 駅前空間や道路などの公共施設における、市民団体の緑化活動に対する支援の充実化